

香川県福祉のまちづくり条例施行規則

平成8年8月22日
香川県規則第54号

改正	平成8年12月24日規則第66号	平成11年3月31日規則第35号
	平成12年3月31日規則第90号	平成15年3月31日規則第57号
	平成16年3月26日規則第29号	平成17年8月1日規則第79号
	平成18年9月29日規則第78号	平成19年3月30日規則第37号
	平成19年9月28日規則第83号	平成20年6月27日規則第45号
	平成21年8月7日規則第57号	平成22年3月31日規則第34号
	平成28年11月25日規則第49号	平成29年7月11日規則第41号

香川県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第1条第2項の規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

(公共輸送車両等)

第3条 条例第1条第3項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第2条第1項第11号に規定する旅客車
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶

(整備基準)

第4条 条例第9条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。ただし、当該整備基準に適合させる場合と同等以上に公共的施設を障害者、高齢者等が円滑かつ安全に利用することができることと知事が認める場合又は地形若しくは敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況、事業者の負担の程度その他やむを得ない理由により当該整備基準によることが困難であると知事が認める場合にあっては、当該整備基準によらないことができる。

(適合証の交付の請求等)

第5条 条例第11条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（第1号様式）を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の請求書には、知事が別に定める整備項目表（以下単に「整備項目表」という。）及び別表第3の左欄に掲げる公共的施設の区分に応じた同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第14条の規定による届出をした者が同項の請求をする場合は、この限りでない。

3 条例第11条第2項の規定による適合証の交付は、適合証交付通知書（第3号様式）及び適合証を交付して行うものとする。

4 前項の適合証の様式は、知事が別に定める。

一部改正〔平成22年規則34号〕

(特定施設)

第6条 条例第12条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1の1の項の(1)から(13)までに掲げる建築物
 - (2) 別表第1の1の項の(14)及び(15)に掲げる建築物のうち、当該建築物の用途に供する部分の床面積(以下「用途面積」という。)が100平方メートル以上のもの
 - (3) 別表第1の1の項の(16)に掲げる建築物のうち、用途面積が200平方メートル以上のもの
 - (4) 別表第1の1の項の(17)に掲げる建築物のうち、用途面積が300平方メートル以上のもの
 - (5) 別表第1の1の項の(18)及び(19)に掲げる建築物のうち、用途面積が500平方メートル以上のもの
 - (6) 別表第1の1の項の(20)から(23)まで及び(26)に掲げる建築物のうち、用途面積が1,000平方メートル以上のもの
 - (7) 別表第1の1の項の(24)に掲げる建築物のうち、用途面積が3,000平方メートル以上のもの
 - (8) 別表第1の1の項の(25)に掲げる建築物のうち、共同住宅にあつては30戸以上、寄宿舎にあつては30室以上のものの共用部分
 - (9) 別表第1の2の項に掲げる公共交通機関の施設
 - (10) 別表第1の3の項に掲げる道路
 - (11) 別表第1の4の項に掲げる公園
 - (12) 別表第1の5の項に掲げる建築物以外の路外駐車場のうち、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のもの
- 一部改正〔平成15年規則57号・17年79号・21年57号〕

(特定施設の新築等の届出)

第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、特定施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設新築等届出書(第4号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、整備項目表及び別表第3の左欄に掲げる公共的施設の区分に応じた同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。

一部改正〔平成28年規則49号〕

(変更の届出)

第8条 条例第12条第2項の規定による届出は、特定施設新築等変更届出書(第5号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の届出をする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「図書」とあるのは、「図書のうち変更に係るもの」と読み替えるものとする。

(軽微な変更)

第9条 条例第12条第2項の規則で定める軽微な変更は、特定施設の新築等の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更とする。

(工事完了の届出)

第10条 条例第14条の規定による届出は、特定施設工事完了届出書(第6号様式)を知事に提出して行わなければならない。

(適合状況の報告)

第11条 条例第15条第1項及び第22条第3項の規定による整備基準への適合状況の報告は、知事が指定する期日までに、特定施設整備基準適合状況報告書(第7号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の報告書には、整備項目表を添付しなければならない。

一部改正〔平成28年規則49号〕

(改善計画書の提出)

第12条 条例第15条第2項の規定による改善計画書の提出は、知事が指定する期日までに、特定施設改善計画書(第8号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の改善計画書には、知事が別に定める改善計画項目表及び別表第3の左欄に掲げる公共的施設の区

分に応じた同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。

一部改正〔平成22年規則34号〕

(公表)

第13条 条例第18条第1項の規定による公表は、香川県報による公告その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 条例第19条第2項の規定により職員が携帯する証明書の様式は、第10号様式によるものとする。

(条例第22条第1項の規則で定める者)

第15条 条例第22条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法令により建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定の適用について国、都道府県又は市町村とみなされる法人
- (2) 地方公共団体の組合
- (3) 土地開発公社

一部改正〔平成17年規則79号〕

(国等の通知)

第16条 条例第22条第2項の規定による通知は、特定施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設新築等通知書（第11号様式）を知事に提出して行わなければならない。この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

(書面のファクシミリ装置による提出)

第17条 第10条又は第11条の規定により知事に提出すべき書面は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。

- 2 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して書面が提出されたときは、知事が受信した時に、当該書面が知事に提出されたものとみなす。
- 3 知事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

追加〔平成16年規則29号〕

(書面の電子情報処理組織による提出)

第18条 第10条の規定による届出又は第11条の規定による報告については、当該届出又は当該報告に係る書面の提出に代えて、電子情報処理組織（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して提出することができる。

- 2 前項の規定により行われた届出又は報告は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

追加〔平成21年規則57号〕

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月24日規則第66号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第35号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 13 この規則の施行の日前に香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号）第12条第1項又は

第22条第2項の規定による届出又は通知があった建築物以外の路外駐車場の新築等に係る同条例の規定により知事の権限に属する事務については、第16条の規定による改正後の香川県福祉のまちづくり条例施行規則第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 14 この規則の施行の際現に交付されている第16条の規定による改正前の香川県福祉のまちづくり条例施行規則第10号様式による身分証明書は、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日までの間は、同条の規定による改正後の香川県福祉のまちづくり条例施行規則第10号様式による身分証明書とみなす。

附 則（平成12年3月31日規則第90号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第57号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第29号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成17年8月1日規則第79号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第78号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第37号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第83号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成21年8月7日規則第57号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第17条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第34号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月25日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月11日規則第41号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 第2条の規定による改正後の香川県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に工事に着手する特定施設の新築等について適用し、同日前に着手した特定施設の新築等については、なお従前の例による。